

十和田市介護給付適正化計画

1 目的

介護給付を必要とする受給者を適切に設定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業所が適正に提供するように促すことにより、その結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的とする。

2 計画期間

令和7年度から令和8年度まで

3 介護給付適正化事業の内容

国が定める「介護適正化主要3事業」を踏まえ、各取組の実施目標を定め、介護給付の適正化を推進する。

(1)要介護認定の適正化

介護認定調査員が作成する認定調査票を市職員が点検を行うほか、認定調査員の資質の向上による取組により、客観的で公平な介護認定を推進する。

取 組	令和7年度	令和8年度
認定調査票の点検	全件	全件
認定調査員研修	年1回	年1回

(2)ケアプラン点検等

①ケアプラン点検

介護支援専門員が作成した居宅介護支援サービス計画、介護予防サービス計画について「自立支援に資するケアマネジメント」視点があるか、また居宅サービス計画の内容と請求結果との整合性等を確認する。

対象者については、国保連介護給付適正化システムや、介護保険事業運営総合支援システム等を活用し抽出を行う。

また、青森県アドバイザー派遣事業を活用し、多職種のチームによるケアプラン点検を年1回以上実施する。

②住宅改修の点検

居宅介護住宅改修の申請を受け、書面による事前点検を行い、施工前の訪問調査を行う。施工後の実績報告について書面にて点検を行うとともに、必要に応じて施工後の訪問調査を行う。また、理学療法士等の専門的な視点に立った点検が必要と判断される場合は、専門職に同行してもらい訪問調査を行う。

③福祉用具購入の書類審査

福祉用具購入申請を受け、書面による事前点検を行い、福祉用具の必要性や受給者の身体の状態に応じた適切な福祉用具の利用を図る。

取 組	令和7年度	令和8年度
①ケアプラン点検	10 件	10 件
②住宅改修の事前申請による書類審査	全件	全件
③福祉用具購入の書類審査	全件	全件

(3)医療情報との突合・縦覧点検

介護保険と医療保険の給付実績を突合するほか、提供されたサービスの整合性の確認などを行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うことにより、サービス事業者等における適正な請求の促進を図る。

取 組	令和7年度	令和8年度
医療情報との突合	毎月	毎月
縦覧点検	毎月	毎月

4 進行管理

本計画の推進に当たっては、庁内各課における連携、市と関係機関等との連携を図るとともに、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、毎年度PDCAサイクルによる検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。